



報道関係者 各位

令和6年7月25日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 田中 伸彦

室長補佐 岡村 宏行

担当係 安全衛生第一係（内線 7660、7662）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3147

令和5年「労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、「令和5年労働安全衛生調査（実態調査）」の結果を取りまとめましたので、公表します。

労働安全衛生調査は、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料とし、労働安全衛生行政運営の推進に資することを目的として実施しています。

令和5年は事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について、常用労働者を10人以上雇用する民営事業所から無作為に抽出した約14,000事業所並びに当該事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者から無作為に抽出した約18,000人を対象とし、有効回答を得た7,842事業所及び8,431人について集計したものです。

【調査結果のポイント】

〔メンタルヘルス対策^(注1)に関する状況〕＜事業所調査＞

過去1年間にメンタルヘルス不調により、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は10.4%（令和4年調査10.6%）、退職した労働者がいた事業所の割合は6.4%（同5.9%）【3頁 第1表】

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は63.8%（同63.4%）、事業所規模別にみると、労働者数50人以上の事業所で91.3%（同91.1%）、労働者数30～49人の事業所で71.8%（同73.1%）、労働者数10～29人の事業所で56.6%（同55.7%）【4頁 第2表】

〔化学物質のばく露防止対策への取組状況〕＜事業所調査＞

労働安全衛生法第57条の化学物質^(注2)には該当しないが、危険有害性がある化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品の容器・包装にGHSラベル^(注3)を表示している事業所の割合は73.6%（同80.9%）【13頁 第15表】

労働安全衛生法第57条の2の化学物質^(注4)には該当しないが、危険有害性がある化学物質を製造又は譲渡・提供している事業所のうち、すべての製品に安全データシート（SDS）を交付している事業所の割合は75.6%（同54.9%）【14頁 第16表】

〔仕事や職業生活に関する強いストレス〕＜個人調査＞

現在の仕事や職業生活に強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者のうち、その内容は「仕事の失敗、責任の発生等」が39.7%（同35.9%）と最も多い

【15頁 第17表】

詳細は別添概況をご覧ください。

－ ・ 用語の説明 ・ －

(注1) 事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいう（労働安全衛生法第70条の2、労働者の心の健康の保持増進のための指針）。

(注2) 譲渡・提供者に容器等に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

(注3) GHSとは、The Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals の略で、化学品を世界的に統一されたルールに従って危険有害性ごとに分類する基準のことをいう。この基準により分類（GHS分類）し、その情報を一目で分かるようにしたラベルの表示をGHSラベルという。

<危険有害性を表す絵表示の例>



可燃性ガス
エアゾール
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品



急性毒性
(区分1～区分3)



呼吸器感受性
生殖細胞変異原性
発がん性等



急性毒性 (区分4)
皮膚刺激性 (区分2)
眼刺激性 (区分2A)

(注4) 譲渡・提供者にその物の危険有害性の程度や適切な取扱方法等に関する情報を記載した安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいい、第57条該当物質と同じであるが、裾切値（含有量）により義務の対象となる化学物質が異なる。

また、安全データシート（SDS）とは、Safety Data Sheet の略で、化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいう。